様式第45（第104条第3項関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年　月　日

殿

住　所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第104条第3項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

1　識別符号

2　暗証符号

作成担当者連絡先

特定排出者番号										
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号										
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号										
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号										
所在地	〒									
事業所名										
所属部課										
氏名										
電話										
FAX										
メールアドレス										

備考　1　特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。

2　特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号並びに特定荷主番号又は認定管理統括荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。

3　特定輸送事業者指定番号又は認定管理統括貨客輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。

4　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部改正）

第二条　エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この省令で使用する用語は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
2　［略］	2　［略］
（認定）	（認定）
第二条　法第五十五条第一項第二号に規定する経済産業大臣の認定（以下「認定」という。）は、経済産業大臣又は経済産業大臣の登録を受けた者の実施するエネルギー管理研修（以下「研修」という。）を修了した者について行うものとする。	**第二条**　法第五十一条第一項第二号に規定する経済産業大臣の認定（以下「認定」という。）は、経済産業大臣又は経済産業大臣の登録を受けた者の実施するエネルギー管理研修（以下「研修」という。）を修了した者について行うものとする。
（免状の交付の申請）	（免状の交付の申請）
第五条　指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験（以下「試験」という。）に合格したことにより免状の交付を受けようとする者は、様式第三のエネルギー管理士免状交付申請書を経済産業大臣（法第五十六条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。	**第五条**　指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験（以下「試験」という。）に合格したことにより免状の交付を受けようとする者は、様式第三のエネルギー管理士免状交付申請書を経済産業大臣（法第五十二条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。
（免状の再交付の申請）	（免状の再交付の申請）
第七条　免状の記載事項に変更を生じ、又は免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第四のエネルギー管理士免状再交付申請書を経済産業大臣（法第五十六条第一項の規定に基づ	**第七条**　免状の記載事項に変更を生じ、又は免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第四のエネルギー管理士免状再交付申請書を経済産業大臣（法第五十二条第一項の規定に基づ